



国労西日本

国労西日本本部

NO.151

発行責任者 田中 守
編集責任者 羽柴 二郎

安全を守る 職場風土へ 変える先頭に

職場討議資料 特別号

安全・安心のために 労働条件の改善を！

労働条件改善要求（案）

・勤務改善に関する要求
1. 「労働時間短縮に関する協定の一部改定に関する協定（平成12年10月26日）を以下のとおり改定すること。
（1）第2項勤務等の指定及び変更等3号アについても、「基本的な取扱い」とすること。
（2）第2項勤務等の指定及び変更等3号「基本的な取扱い」の（オ）（カ）までを削除し、その際の取扱いをより「例外的」取扱いとして、より限定的な取扱いに中身を圧縮すること。
（3）3号「その他の取扱い」について、削除すること。
（4）3号ウについて「速やかに関係係組合員の同意を得る」に改めること。
（5）4号については削除すること。

2. 前項の協定によってやむを得ず勤務変更した場合であつて、所定労働時間を超えた部分について割増賃金を支払うこと。
3. 「あらかじめ定められた勤務」の文言を削除すること。
4. 「労働時間等設定改善実施計画」を策定し、一週平均35時間とし、一日7時間とすること。

労使間で「労働時間等設定改善委員会」を事業所単位で設置すること。また、「国民の祝日に関する法律「改正」」に伴い休日を増加すること。また、リフレッシュ休暇を新設すること。
5. 特休・公休は2カ月前に発表示すること。
6. 更衣時間を労働時間とする。
7. 工務関係の夜間作業については1カ月に最高限度を6回とし、連続2夜は行わないこと。
8. 1暦日の勤務指定は9型までとすること。また、13型以上の勤務を指定する場合の翌日は非番とすること。
9. 工務関係職場の夜間作業に伴う労働時間について、深夜時間帯を含む場合、労働時間の最高を14時間とし、この労働時間を15C勤務とみなすこと。また、深夜時間帯における労働時間は5時間以内とすること。
10. 夜間作業時の自動車の運転に対する「いねむり運転」防止対策を講ずること。
11. 36条協定を以下のとおり変更すること。
（1）36条協定の締結単位を事

業所単位とすること。
（2）時間外労働は、その日の所定勤務に連続した時間とすること。
（3）時間外労働に勤務させる場合、本人同意を得ること。
（4）時間外労働については1日について4時間、1カ月20時間、年間200時間を超えないこと。また、特別休日を含む休日の労働は1カ月に一回を限度とし、その労働時間は7時間を超えないこと。

12. 石綿健康診断等に係わる検査及び治療については、すべて労働時間として取り扱うこと。また、費用についても会社負担とすること。
13. 列車遅延の場合、全て「障害」休暇とすること。
14. 人命救助及び人道見通し、すことが出来ない事象に遭遇し、その事象に対処し、欠勤した場合賃金カットを行わないこと。
15. 社員が第三者により加害を受けた場合、第三者加害休暇（有給）を新設すること。
16. 年次有給休暇の完全消化及び使用単位を「半日」、保存休暇の使用範囲の拡大、使用制限等の改善を図ること。
17. 「仕事と家庭の両立支援」を促進する上で育児・介護休職制度を充実すること。
1. 「社内出向」制度の廃止に

あたり、計画等を明らかにすること。
2. 「広域出向等に関する協定」を以下のとおり改正すること。
（1）出向の人選にあたっては、公募を原則とし本人の同意を得ること。
（2）出向については、計画及び必要性等協議事項とすること。
（3）出向終了後の配置計画については前広に提示し交渉すること。また、具体的な配属にあたっては本人の意向により配置すること。
3. 出向期間終了にあたって、本人の意向どおり行うこと。
・転勤の基準は以下のとおりとすること。
1. 転勤にあたっては、個人面談時の本人の意向を尊重すること。
2. 他系統、他職種への配属は公募性とし、本人の同意を得ること。
3. 単身赴任の場合、その期間を2年以内とすること。
4. 鉄道部内については出勤箇所が変更となった場合は、全て転勤の扱いとすること。
・職場環境・「風土」改善に関する要求
1. 鉄道部等の安全衛生委員会の設置単位はグループ毎とする。また、各設置単位に各労働組合の委員を参加させること。そして、議事の内容（個人情報保護法関係は除く）について公表及び周知すること。
2. アスベスト対策について、社員をはじめ第三者に危害が及ばない対策を行いアスベストを全てのところから除去すること。また、社員の追跡調査及び退職者に啓蒙及び年2回以上の健康診断を行うこと。
3. 「命令と服従」の企業体質を引き続き改善し、おかしいこととはおかしい、悪いことは悪いと言える風通しの良い職場環境及び安全を優先した規律ある作業環境をつくること。また、人権無視、不当な命令を根絶するために、就業規則第2節第146条に「部下に対し不法な命令及び行為を行った場合」を追加すること。
・パワーハラスメント対策と職場の「いじめ」根絶、「メンタルヘルス」対策の要求
1. 事故等に絡む事実確認の際は録音等の記録等をとること。
2. 職場における「パワーハラスメント」をなくすこと。また、職場において「パワーハラスメント」がおきないよう全社員（特に管理監督層）を対象に教育を行うこと。
3. 労使間で「JR西日本人権擁護委員会」（仮称）を設置すること。そして、「目安箱」及び「イジメ110番」を設置し、この中身について検討を行うこと。
4. 労働者の救済措置について（1）不幸にして健康を害し、休業をした場合の労働者を救済するために、上記委員会で「業務上」による起因性が明らかになった場合、その休業発生の日

より有給の休暇とすること。
（2）その労働者を救済するための見舞金制度を確立すること。
5. 安全衛生委員会が職場における心の健康問題の発生原因の分析及び対策を行うこと。
6. 労使間で心の健康問題の発生原因と密接に関わる人事労務問題及びうつ病等が発生した場合、その原因の究明及び対策をするため産業医を対象に専門医を入れ、「メンタルヘルスケア対策委員会」（仮称）を設置すること。
7. 全社員を対象に「メンタルヘルス」に関する教育を行うこと。
・再雇用制度等の取扱いに関する要求
1. 年金支給開始年齢まで安心して働けるよう、社員の選択による定年年齢を順次65歳までとすること。
2. 適用対象者については、希望するもの全員を採用すること。
3. 「再雇用」者を配置する職場を明確にし、本人希望を尊重し雇用場所を確保すること。
4. 勤務については本人希望を尊重すること。
5. 職務乗車証・購入券は再雇用前と同様の取り扱いを行うこと。
・契約社員の待遇改善等に関する要求
1. 「契約社員から正社員」へは、希望する者を採用すること。職種については、本人希望を尊重すること。
2. 更新を希望する者について、は全員雇用を継続すること。
3. 職務乗車証を発行すること。

労働協約改訂要求(案)

4. 勤務については本人希望を尊重すること。
 5. 福利厚生については社員と同等とすること。(社宅・寮・購入券等)
 ・進級・昇職試験制度に関する要求
 1. 試験偏重の考え方を改め、進級試験については原則標準年数で合格する仕組みとする以上

1. 第1条(協約の目的)全文を、
 「この協約は企業の健全な発展ならびに組合員の労働条件の維持改善及び地位の向上を図ることを目的とする。」に改めること。
 2. 第3条(非組合員の範囲)第1号にある管理職社員(参与、参事、参事補及び主事の者)等以外の非組合員の範囲は、以下のとおり、「(2)前号の他、会社が指定する者」とあるのを「(2)別に協議して定めた者」に改めること。とりわけ、「人事関係」に係わる者については非組合員とすること。
 3. 第6条(勤務時間中の組合活動)について
 (1)本条に以下の条文追加すること。
 「なお、第1号(協議委員会等)及び第2号(交渉委員等)には子会社において開催される団体交渉及び経営協議会も含む。」
 (2)第5号を次に改めること。
 「(5)組合が主催する次の会合に出席する場合。
 本部、地方本部及び地区本部の大会、委員会

2. 進級試験の専門科目について公正・公平を担保することから試験実施後その試験問題、模範解答、合格基準を開示すること。
 3. 進級試験実施後の不合格者については、本人に対し、否の理由を明確にフィードバックすること。以上

地方本部、地区本部及び支部の代表者が出席する各会議
 本部青年部・婦人部の委員会及び職能別協議会の委員会
 全国大会及び中央委員会
 (3)第6号を次に改めること。
 「本部、地方本部及び地区本部の執行委員会」とし、「ただし、組合が申し出た場合」に改めること。
 4. 第9条(専従者の選任)については、全文を削除し「第9条組合の専従者数については協議して決める。」
 2. 組合が専従者を選任したときは、会社はこれを認める。
 3. 専従及び専従解除については、組合が会社に届け出る。」とすること。
 5. 第15条(一時的使用)第1項「組合は、会社の施設、什器等を一時的に使用する場合は、会社に申し出、その許可を得なければならぬ。」とあるのを「・・・一時的に使用する場合は、会社に申し出る。」に改めること。
 6. 第17条(掲示内容)1項「掲示類は、組合活動の運営に

必要なものとする。また、掲示類は、会社の信用を傷つけ、政治活動を目的とし、個人を誹謗し、事実を反し、または職場規律を乱すものであってはならない。」とあるのを「掲示類は、組合活動の運営に必要なものとする。個人を誹謗し、事実を反するものであってはならない。」に改めること。
 7. 第18条(違反の措置)の項を削除し、以降を繰り上げること。
 8. 第19条(目的)を「会社及び組合は、安全を基盤として企業の健全な発展ならびに組合員の労働条件の維持改善及び地位の向上を図ることを目的として、相互の意思疎通を図るため経営協議会を設ける」に改めること。
 9. 第27条(経営協議会議題)の条文に、「なお労働条件に関する事項は団体交渉の場において交渉する」と付加するほか、第3号「業務の合理化ならびに能率の向上に関する事項」とあるのを「会社の運営に関する事項」に改めること。
 (5)事故防止に関する事項に、「労使安全会議を中央・地方で開催する」を付加すること。
 10. 第32条(団体交渉の設置単位)について、「地方における団体交渉は、本社及び地方機関において行なう」とあるのを「本社・支社の地方機関・付属機関及び各現業機関」に改めること。
 11. 第39条(団体交渉事項)については、1号から4号にある「・・・の基準に関する事項」

の文言中「の基準」を削除し、「・・・に関する事項」とし、「安全全般に関する事項」を追加すること。
 12. 第46条(あつせん、調停及び仲裁)2項については、「・・・解決できなかった場合には、会社と組合は合意のうえ、労働委員会の仲裁に付することができる。」とあるのを「・・・解決できなかった場合、会社と組合の双方又は一方から労働委員会の仲裁に付することができると。」に改めること。
 13. 第47条(平和条項)の、「また、前条に定める手続きが進行中である時には、それが完了するまでは、争議行為を行わない。」の文言を削除すること。
 14. 第48条(争議の予告)については、「・・・また、争議行為の目的、形態、規模、日時、期間及び場所等の具体的かつ詳細な内容をその72時間前までに文章を持って会社に通知する。」の部分で「会社に通知する。」に改めること。
 15. 第49条(争議行為に伴う遵守事項)については、「(2)号中の「・・・なお、2つ以上の旅客会社にまたがって運行される列車については、紛争当事会社以外の会社において列車の運行に支障を出さないような措置がとられるまで、争議行為の対象としない。」の部分で削除すること。
 16. 第50条(争議行為中の会社施設、構内の立ち入り及び物品の使用)については、全文削除し、「組合は争議行為中の施設等を使用する場合には会社に

(1) 会社の設備
 (2) その他物品等・・・」に改めること。
 17. 第53条(非常事態への対応)については、「会社は・・・必要な組合員をその事態收拾に必要な業務に直ちに従事させることができる。」の部分で「直ちに双方協議し、混乱のないようにする。」に改めること。
 18. 第55条(審議)の2項について、以下のように改めること。
 2. 「審議にあたっては、当事者のほか、参考人の出席を求め報告を聴するほか、関係書類の提出を求めることができる。」
 19. 第66条(地方会議の処理)の2項を削除すること。
 20. 第66条の次に次の条文を挿入し以下繰り下げること。
 「第...条(再審議申立及び再審議)組合員は、地方会議の処理を受け、その審議内容が事実と反している場合のみ、再審議申立ができる。
 2. 再審議申立について、地方会議は再度事実審査をおこなう。
 3. 処理と違う事実等が判明した場合、地方会議は当事者及び参考人の出席を求め、再審議をおこなう。」
 21. 第67条2項の「各側委員の意見が一致したときは」を「各側委員の意見が一致したとき又は一方から」に改めること。
 22. 第80条(簡易苦情処理の範囲)に「勤務地を異動する担務」を挿入すること。
 23. 第6章第2節簡易苦情処理会議の定め次に次の条文を挿入すること。
 「第...条(会議の合同)申告のあった苦情内容が2以上の設置単位にまたがる場合、関係する会議は合同して開催しなければならない。
 2. 前項の会議の判定及び決定は、関係するそれぞれの会議の判定及び決定とする。」
 24. その他
 (1)事故の再発防止、体質改善及び「安全基本計画」を遂行するうえで、支社・地方本部間に「労使安全会議」を設置すること。以上

11. 第39条(団体交渉事項)については、1号から4号にある「・・・の基準に関する事項」

の文言中「の基準」を削除し、「・・・に関する事項」とし、「安全全般に関する事項」を追加すること。
 12. 第46条(あつせん、調停及び仲裁)2項については、「・・・解決できなかった場合には、会社と組合は合意のうえ、労働委員会の仲裁に付することができる。」とあるのを「・・・解決できなかった場合、会社と組合の双方又は一方から労働委員会の仲裁に付することができると。」に改めること。
 13. 第47条(平和条項)の、「また、前条に定める手続きが進行中である時には、それが完了するまでは、争議行為を行わない。」の文言を削除すること。
 14. 第48条(争議の予告)については、「・・・また、争議行為の目的、形態、規模、日時、期間及び場所等の具体的かつ詳細な内容をその72時間前までに文章を持って会社に通知する。」の部分で「会社に通知する。」に改めること。
 15. 第49条(争議行為に伴う遵守事項)については、「(2)号中の「・・・なお、2つ以上の旅客会社にまたがって運行される列車については、紛争当事会社以外の会社において列車の運行に支障を出さないような措置がとられるまで、争議行為の対象としない。」の部分で削除すること。
 16. 第50条(争議行為中の会社施設、構内の立ち入り及び物品の使用)については、全文削除し、「組合は争議行為中の施設等を使用する場合には会社に

がん予防検診から治療まで、とことん支援!

ご契約は 満60歳まで

健康支援金をプラス!

通院も入院も同額保障に

がんの保障 病室・ケガの保障

25000円保証 100000円MAX

新登場!

健康応援団 MAX

メディカルチェック+

(引受保険会社)

アベニール 株式会社 〒105-0004 港区新橋5-15-5 交通ビル3F

TEL 03-3437-6810 FAX 03-3437-6822

(引受保険会社)

Affac (アメリカンファミリー生命保険会社)

東京第三営業本部 第三支社
 〒163-0456 新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル
 TEL:03-3344-1889 FAX:03-3344-4036

資料請求したいお客様への個人情報の利用目的は、Affacの各種商品やサービスの案内・提供・維持管理となります。

◎詳しくは、パンフレットや「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

AFN広告-2005-090-091015 6月30日